

令和7・8年度静岡県建設工事 入札参加資格の認定を受けた皆様へのお知らせ

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課

1 資格の有効期間について

資格の有効期間は、**令和9年3月31日まで**です。

2 入札参加資格者名簿について

「認定業種」や「業種ごとの総合点数・等級」を記載しています。総合点数の算定方法は、静岡県ホームページ「建設業のひろば」上にアップロードされている「建設工事入札参加者の格付及び選定要領」に記載しています。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028927.html>)

名簿の記載内容や認定業種等に誤りがあった場合は、大変お手数ですが、下記問合せ先まで御連絡ください。

なお、総合点数や等級に変更や修正があった場合、ホームページ上の入札参加資格者名簿を更新しますので、随時御確認いただくようお願いいたします。(名簿更新時の個別の連絡は省略させていただきます。)

格付の等級表は下表のとおりです。

等級	土木一式		建築一式		電気	管
	総合点数	1級技術者数	総合点数	1級技術者数	総合点数	総合点数
A	1,235 以上	5 人以上	1,040 以上	2 人以上	905 以上	860 以上
B	1,234 以下 1,025 以上	2 人以上	1,039 以下 850 以上	1 人以上	904 以下 745 以上	859 以下 745 以上
C	1,024 以下 785 以上	1 人以上	849 以下 715 以上		744 以下	744 以下
D	784 以下		714 以下			

※総合点数を満たしていても、1級技術者が不足する場合は1等級下位に格付されます。

※上記の4業種以外の業種については、等級の設定がありません。

3 申請内容に変更が生じた場合等の届出について

資格の有効期間中に変更事項が生じた場合は、建設業課に届出が必要となります。詳細は静岡県ホームページ「建設業のひろば」にて御確認ください。届出に必要な様式も、ホームページからダウンロードできます。

(なお、業種の追加を希望する場合は「随時申請」を行ってください。変更届による業種の追加はできません。)

4 電子入札システム利用時に必要となる利用者登録番号の請求について

静岡県では静岡県共同利用電子入札システムを利用した電子入札を行っています。

電子入札に参加するには、システムで利用可能なICカード(民間認証局で発行(有料))を準備の上、利用を希望する自治体(県・市)ごとに「利用者登録番号」の請求(取得)を行い、システム上でICカードを利用者登録していただく必要があります。(入札参加資格の更新前後で、認定された本社又は営業所に変更が無い方は、再登録の必要はありません。)

「利用者登録番号請求書」が必要な方は以下のURLから取得してください。

(https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/028/869/riyousya.pdf)

(問合せ先) 静岡県庁建設業課
電話番号 : 054-221-3059